

2012.10.31 : 平成24年 決算調査特別委員会 本文
(292発言中1件ヒット)

▼最初の箇所へ(全2箇所) / ダウンロード

○委員長

おはようございます。

ただいまから決算調査特別委員会を開会いたします。

○委員長

初めに、本日の署名委員をご指名申し上げます。

しば佳代子委員、中妻じょうた委員、以上のお2人にお願いいたします。

○委員長

それでは総括質問に入りますが、本日の委員会の運営について申し上げます。

本日は公明党及び共産党が行います。委員会の終了については共産党に意向を確認したところ、5時ごろを目安に総括質問を行うとのことでありますので、あらかじめご了承願います。

それでは公明党の総括質問を行います。

初めに田中いさお委員にお願いいたします。

○田中いさお

おはようございます。最初先頭パッターということで緊張もするところで、何度立つてもこの場に立つとちょっと緊張しまして、心配なところあるんですけども、誠心誠意総括質問を行わせていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに教育委員会に関連した質問を行います。

全国的に昨年からこしにかけまして、小学生を巻き込む死亡事故が多発いたしました。京都府亀岡市では、集団登校時に小学生の列に車が突っ込む、また千葉、愛知県等でも同じような事故がありました。本区におきましても、残念ではありますけれども、2件の死亡事故がありました。過日行われました文教児童委員会でも、大野委員長の配慮で最初に黙とうを開始して、そこから文教児童は開始された状況であります。本当にまさに異例なことだったと思います。改めまして、被害に遭われましたご家族の皆様に衷心よりお悔やみを申し上げたいと思います。今後二度と同じような事故を起こさないように、板橋区はなお一層の取り組みを開始しなければならないと感じております。

私が今回の事故で残念でないのは、児童みずからが道路に飛び出したという事実であります。車両運転をしていた者に過失があるのは当然であるとは思いますけども、全国の事故の事例では車両自体が児童の列に突っ込むというのが大体なパターンだったと思います。また、今回本区で起きた事故はそれとは全く異質で、教育いかんで妨げた事故ではないかとそのように感じているところもあります。

それでは、だれが先頭に立って児童の安全対策安全教育を行っていくのか、なかなかこの点が私自身不明瞭だというふうに感じています。板橋区には区長を初めといたしまして、教育委員会、教育委員長、教育長、校長また議会等々さまざまな立場がいるわけ

ですけども、まず最初に質問したいのは生徒・児童の安全の確保について教育委員会の権限と役割についてお伺いいたします。

○教育委員会事務局次長

おはようございます。

子どもの安全に関する教育委員会の権限、役割についてでございます。まず教育委員会の権限につきましては、地方教育行政の組織及び運用に関する法律、地政行法でございますが、こちらのほうで19項目列挙されてございます。の中には、子どもの安全にかかる部分も教育委員会の権限とされているところでございます。

また、その事務をつかさどります教育長の職務といいたしまして、教育長は教育委員会の指揮監督のもとにある教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどると規定をされておりますが、一部法改正によりまして教育委員会に権限が残されているものもございます。

また、校長でございますが、こちらは学校教育法の規定によりまして、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督するとあります。校務というのは一般的には学校運営全般を指すと解されますので、児童・生徒の安全についても校長も責任を持っているというふうに考えてございます。

この具体的な関係でございますが、先ほど申し上げましたように、例えば児童の安全確保ということにつきまして、さまざまな場面が考えられると思います。この中で区立学校全体にかかる基本的な事項につきましては、教育委員会で方針を決定し、各学校にこの方針を周知をしてございます。また、学校におきましては、登下校を含め、学校管理下における個々の児童・生徒の安全確保について基本的に各校校長が対応しているところでございます。

○田中いさお

そのご説明を、事前にヒアリングがあったのでお伺いはしたところなんですねけども、全くわからないです。だれが重たい責任権者なのかがはっきりしないですね。資料ももらって見ました。よく見てもやっぱりなかなかわかりづらいというのが、それぞれの役割があるのはもちろんわかるんですけども、非常に役割がはっきりしないんじゃないかなというふうに思っています。それで、教育委員会の職務権限の中に、今ご説明があったと思いませんけども、校長、教員、その他教育関係者職員並びに生徒・児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関することというふうにうたわれているんですよね。この一文を見ると、教育委員会にやはりこれは校長、教員並びに児童も含まれていますから、これは教育委員会に責任は重きにあるんじゃないかという、この一文を見るとですよ、そういうふうに感じるんですけども、教育というのは本当に複雑なのはよくわかるんですが、安全の確保という観点ですよ、それで教育委員会もしくは校長先生、それじゃどっちが権限持っているか、再度お聞きします。

○教育委員会事務局次長

教育委員会と校長との権限の役割分担ということだと思いますが、まず先ほど申し上げましたように、各学校の校務につきましては、各校校長がつかさどっておりますので、登下校また学校管理下の児童の安全については直接的には校長が責任を持っております。ただし、区の教育行政全般にかかる問題でございますので、最終的には教育委員会が先ほどの地政行法の規定もございますので、責任を負っているというふうに考えております。

甲第266号証

学校教育における政治教育の課題について、憲法の後ろ、ここには教育基本法が実は載っていますし、教育基本法第14条第1項、政治的教育の必要性で、同2項には政治の中立性を要請しています。そういう中において、海外では、ドイツ、イギリス、アメリカ、スウェーデン、そういう中においては小学校、中学校、高等部、そういう部分においても政治教育というのをどんどんやっております。そういう点について、日本とのいろいろ先進事例というのがあると思うんですけども、日本との違い、そういう部分についてちょっとお伺いしたいと思います。

我が国と先進諸外国との違いが著しい格差、この格差について教育長の見解をまず伺いたいというふうに思うんですけど。

○教育委員会事務局次長

我が国における政治教育と先進諸国の政治教育との比較でございます。外国の事例について詳しく承知してはございませんが、やはり模擬的な選挙や模擬的な国会などをやって、実践的な場面で身につけていくということが必要なのではないかというふうに認識をしてございます。

そういった意味で、私ども区の取り組みといたしましては、学校におきまして、政治の仕組みについて単なる知識、理解だけの学習面ではなく、多数決の原理が国民生活の、あるいは政治に結びつくこと、そのためには反対意見や少数意見を尊重していくこと。自分の考え方や意見を説明したりする活動を重視すること。そのようなことを学級活動等話し合いで取り組んでおりますが、そのほか生徒会役員選挙などにより、実践的なものも取り入れているところでございます。

○はぎわら洋一

実践的に、ちょっと具体的に例を出してやるというようなことが大事なのかなというふうに、僕なんか実際、授業でそういうことを教わってきていなかからね、見えないんですよね。よろしくお願いしたいと思います。

板橋区の教育委員会の教育便覧、平成24年度版、これが発行されていますけど、このどこに小学校、中学校における先進諸外国のような政治教育について、この施策、そういうものが掲載されているか、また、掲載されているんであれば、その内容をお示しください。

○教育委員会事務局次長

毎年発行しております教育要覧につきましては、特別に取り組んでおります環境教育、キャリア教育、防災教育などを掲載しておりますので、政治教育については掲載はございません。

学習指導要領で定められておりますすべての教育項目を記載するというものではなく、編集の段階で、板橋区の特色として進めている項目を掲載しているのが現状でございます。

○はぎわら洋一

ちょっと弱いかなというふうに僕自身も思うんですけど、その辺はいかがですか。

○教育委員会事務局次長

板橋区の教育委員会として学習指導要領に基づきまして、学び支援プランを作成して、その中で取り組んでおりまして、その中心的なものには、現在のところ政治教育を取り上げられていないというのが現状でございます。

○はぎわら洋一

わかりました、教育のほうは、本区として、もっと踏み込んだ抜本的対策というのをとれるかどうか、この辺をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか、区として。

○選挙管理委員会事務局長

若者の低い投票率につきましては、相当前から選挙管理委員会もとより、区民の皆様を構成員とする板橋区明るい選挙推進協議会等においても、選挙啓発に係る重要な課題として認識しているところでございます。

従来から成人式での選挙啓発、区内小・中・高校生による明るい選挙啓発ボスタークールなどのほか、近年では、20歳代の区民に投票立会人を依頼することで選挙に対する関心を高め、投票行動に結びつけるなどの取り組みを行っているところでございます。

投票率の向上は、一朝一夕に行かない難しさがございますけれども、例えば今後もインターネット等ITの活用ですか、そういったところ、それからまた、教育と一緒に協力した上での啓発など、取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○教育委員会事務局次長

教育委員会サイドでの抜本的な対策でございます。政治的教養の育成は、将来の主権者となる児童・生徒の意欲的な社会参加の精神を養う上で、大変重要であると認識しております。政治への興味、関心を持たせる素地として、子どもの時期から地域の中で課題を見つけ、身近な地域の政治から考え、さらによりよい社会づくりに参加、貢献できる児童・生徒を育成していくということにつきまして、選挙管理委員会とともに連携して取り組んでまいりたいと考えております。



○はぎわら洋一

よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

では、次に、板橋区ホタル生態館についてお伺いします。

ホタル飼育施設は、世界にオンラインの技術であるということ、近年環境問題でホタルのすめる里山が見直されていること、ホタルは未来の子どもたちに夢と希望を運んでいます。子どもというのはどこに立っているんですか、里山に立っている、里の上に立っている、田舎ですね、で、童子、これ漢字の話です。

ホタル館に何度も足を運びました。区長を初め皆様のご存じのとおり、板橋のホタルは国内外でも有名をはせ、その存在は年々貴重なものとなってまいりました。この24年間異なる実績をもとに、そろそろギネスブックに載るのではないかというふうに期待を込めて、以下、質問をいたします。

皆さんの机の上にも大熊町、これが板橋区のホタルの原点です。ホタル生態館のゲンジボタルは平成元年に福島県双葉郡大熊町熊川から300個の卵、1握りのカワニナから始まりました。今まで累計重ね23代目となりました。ホタル、特にゲンジボタルの累

代飼育は多摩動物園昆虫館で5世代が最高であったんですけれども、それを抜いて板橋区ホタル生態館では、技術的に角立し、全国でのホタル再生の基盤、基礎、基本となつて特許も取得しております。板橋区民の財産でもあろうと思います。

今後、板橋区としてこれをどう考えているか、お伺いしたいと思います。

○資源環境部長

今後のホタル生態環境館についてのお尋ねでございます。平成元年から23年間続くホタルの累代飼育の実践とその技術の確立は、本区のホタル生態環境館が持つほかに類のない取り組みでございます。この技術により国内の数多くの場所でのホタル再生支援に携わり、成果を上げてまいりました。

本年度も同館のホタルの故郷である福島県いわき市や大熊町での福島復興ホタルプロジェクト、また、東京経済大学などからホタル再生に向けた支援要請を受けているところでございます。

このように一定の成果を上げているホタル生態環境館であります、施設の老朽化と飼育技術の伝承の面で課題を抱えており、現在の施設で今後も中長期に事業を継続していくには、難しい状況にございます。

そこで、現段階では、特に飼育技術の継承という面に関して、現在ホタル生態環境館を支援してもらっている人たちに事業を担っていくことも含め、今後の事業の継続についての可能性の有無を探っていきたいというふうに考えている次第でございます。

○はぎわら洋一

次に、これは環境教育も大きな柱として総合的に取り組んでいます。そういう中において、生態系の仕組みを学べる施設としての活用も現在図られております。

そんな中、前もいろいろ問題になっていますけども、在来種のクロマルハナバチの繁殖にも成功して、日本の農業、ハウス栽培での受粉屋虫に活用できると、板橋区ホタル生態館では在来種、クロマルハナバチを飼育して、クロマルハナバチは自然界で、とりわけ小川でのキーステーションになっていると、このクロマルハナバチがいなければ、ゲンジボタル等は繁殖できないというふうなこともあります。

クロマルハナバチのおかげで、板橋区のホタル生態館の水質調整、または水質ろ過剤、こういうものが不要となって、予算も約800万円削減することができたというようなことも、すごいことだなというふうに思いました。

今特定在来生物、こういうふうになっているセイヨウオオマルハナバチというのがいます。輸入していますね。で、セイヨウオオマルハナバチが日本の生態系に及ぼす影響が計り知れないということで、環境省なんか非常に苦慮していると。輸入されているセイヨウオオマルハナバチには、日本のミツバチ、マルハナバチの種を減ぼしかねないウイルスとかダニ、カビ、そういうものを持っているということが言われております。環境省も非常に危惧して対策、対応しようということを思っているそうです。

板橋区ホタル生態館の役割というのは、日本全体にさらなる貢献ができるんではないかな、日本の一番の基礎研究というふうに僕自身は思っているんですけども、この辺の対応、ずっと縮小していくんでしょうけども、そういう中においてもどういうふうにやっていくのか、再度お聞きしたいと思います。

○資源環境部長

クロマルハナバチの生態研究とか繁殖技術の確立に関してのご質問と受けとめております。

クロマルハナバチは、ホタルの成育に欠かせない水や土の浄化に寄与しております。

て、当館のホタル飼育を通して、その共生関係が解明されたところでございます。自然界での生物連鎖の関連性を学ぶ上でも重要な事例となっておりまして、その生態や繁殖技術の研究・開発を行っているところでございます。

クロマルハナバチによる水や土の浄化に取り組むことによりまして、ただいまお話をありましたように、それまで利用していた過剤、または水質調整剤などに頼ることが減り、経費も削減できました。

また、現在、トマトやイチゴなどの受粉には、お話がありましたように、外来種のセイヨウオオマルハナバチが利用されておりますが、生態系に影響を及ぼすため、受粉後は殺すことになっております。

クロマルハナバチの安定した供給が可能となれば、このようなむやみな殺生や外来種による日本固有の生態系を壊す懸念からも解放されることになります。農業の発展や、生態系の維持にも深くかかわるものとして期待されている技術でありますので、これまでの研究開発の成果が将来農業分野で有効に活用できればと考えている次第でございます。

○はぎわら洋一

農業委員会としてもしっかりやっていただきたいというふうに希望いたします。

この項の最後に、ホタル再生技術が放射能、ここにも書いてありますけれども、ホタルは外部から毎時0.5マイクロシーベルト以上の放射能を浴びると光らなくなるということをもとに、放射能除染にも活用できるということを聞きました。もしこれが被災地や福島第一原発で使えるというふうになつたら、本当にすばらしいなと思います。

また、2020年、オリンピック招致のときには、世界の人々に日本のゲンジボタル、ヘイケボタル、これをアピールするということを努力するということを区長から答弁もいただいております。どうか東京都、環境省にぜひ申し入れをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○資源環境部長

まず、放射能とのホタル技術の関連でございますが、ホタルの卵のカビ付着防止にナノ銀が活用されておりまして、このナノ銀に一定程度の放射線の除染効果が見られるとの報告は聞いておりますが、その効用、実用性、除染コストなどについては、科学的な知見として、必ずしも確立されているものではないというふうに認識しているところでございます。

職員も環境省から数回ヒアリングを受けておりますが、公的な認証及び使用には至っていないのが現状でございます。仮に国や都から板橋のホタル技術の提供を求められた際には、最大限の協力をていきたいと思っております。

また、2点目、オリンピックの招致についての日本のホタルをアピールするための努力ということでございますが、2016年の東京オリンピック招致の際に、東京都からオリンピック開催期間中に施設内にせせらぎをつくり、そこでホタルを飛ばすことができないかという相談を受けた経緯がございます。もし2020年の東京オリンピック招致が実現し、前回同様に東京都などからホタル公開の相談や要請があった場合には、ホタル飼育技術の継承を含め諸条件が整つていれば、可能な限り協力して、日本のホタルを世界に知ってもらえる機会にいたしたいというふうに考えている次第でございます。

○はぎわら洋一

じゃ、次、行きます。ありがとうございました。

指定特定相談支援事業の現状や課題について、お伺いいたします。